

群馬自治

7

令和5年

No.377

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 河野 哲也／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352

特集

獣害対策から農業や 地域政策の将来が見える

兵庫県立大学 教授

山端 直人

町村トップ通信

上野村／黒澤 八郎 町長

議長随想

みなかみ町／石坂 武 議会議員



夏の空

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 89

総合事務組合通信⑬ 「非常勤職員公務災害認定について」

余力を創り出す働き方改革

を求められるわけですが、留意すべきことは、日々の業務に追われ周囲の変化に気づかないことです。自分自身を振り返れば、余裕のない状態が続いている結果、事務の効率化や住民目線で物事を考える意識が抜け落ち、「こなす仕事」になっていることに危機感を覚えました。

以前、職員の全体集会の場で「余力」の必要性についての訓示がありました。世界の自動車産業をリードするトヨタ自動車の行動指針の一部として紹介され、余力を創り出すために個々の業務を見直し、それで得た余力が新しいことにチャレンジする源泉となるという内容でした。まさに今の自分に必要なことで、働き方について危機感を覚えるきっかけになった話です。まずは自己改革。住民に最も身近な基礎自治体で働く存在意義を再確認し、近い将来、大きな発展が期待されるこの町に少しでも貢献できるよう自分なりの働き方改革を実現したいと思います。

（千代田町総務課 大川 智之）



脱炭素が つなぎ脱炭素で輝く 地域コミュニティ

上野村長 黒澤 八郎

一 はじめに

脱炭素ドミノのモデルとなる先行地域が、国により全国で少なくとも一〇〇選定され、重点支援が行われることとなりましたが、本村はこの脱炭素先行地域に昨年十二月、選定いただきました。

二 これまでの取組み

脱炭素に貢献する再生可能エネルギーの導入については、これまで力点を置いてきました。

特に、豊富な森林資源をエネルギー利用することに着目し、木質ペレットの燃料化と、木質バイオマス発電に取り組んでいます。

これには、エネルギーの地産地活により、村内経済の循環を創り出すという狙いがあります。

木質エネルギーに転換することで、外部に流出する電力や燃料の調達資金を村内に留め、村内で回すことで、山元では仕事が生まれ、林家への還元も可能となります。



家庭用ペレットストーブと上野村産木質ペレット

この取組みは、バイオマス産業都市としての認定にもつながりました。

また、太陽光発電については、公共施設に極力設置し、これらを電力の供給基盤として、地域マイクログリッドの構築にも取り組んでいます。一部エリアでは、第一弾のマイクログリッドが導入されました。

三 先行地域としての取組み
これまでの取組みに、脱炭素



木質バイオマス発電を利用する上野村きのこセンター

先行地域としての様々な事業メニューを加えて、民生部門の電力消費におけるCO₂排出ゼロを目指します。

一般家庭や村内事業者に対して、太陽光発電と蓄電設備の普及、電気自動車の購入支援などを手厚く行います。

日照等の条件が合わないご家庭には、停電対策としての蓄電設備の普及、省エネ機器の購入支援などを行います。加えて、薪ストーブ、ペレットストーブや、ソーラー温水器の購入も助成します。

木質バイオマス発電は、小規模な設備を増設し、現状の地産地活の構成を増強します。

このように脱炭素の取組みが、できるだけ全村全世帯に行き渡るよう進めます。

また、地産電力の利用については、地域電力会社との連携が必要です。そこで、県内の地域電力会社の協力を得て、上野村産の電気を上野村で特定利用する仕組みを作ります。

四 地域課題の解決

脱炭素に取り組むことは、地域課題の解決につながります。

まず、森林資源のエネルギー利用は、木材の出口を広げ、広葉樹を含む未利用材を利活用することで、林業の持続的成長が図れます。

また、自立分散型電力の確保と、家庭や公共施設における蓄電機能の完備により、災害レジリエンスが強化されるとともに、エネルギーコストの削減により、公共サービスの維持を工夫できます。

そして、エコレτζへの共感が広がれば、移住定住につながります。

五 おわりに

村を取り巻く情勢は厳しさを増していますが、ベースとなる政策を着実に推進しつつ、そこに地域特性に沿った環境政策を加え、コミュニティの維持と持続につなげたいと考えます。

今後はエコツリーズなども積極的に展開しますので、自然の魅力あふれる上野村にぜひお越しください。

獣害対策から農業や

地域政策の将来が見える



兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授 博士（農学） 山端 直人

1 正しい対策と 体制構築で、 獣害は必ず 改善できる

私は獣害対策の仕事をしている。野生動物の研究ではなく、獣害という課題解決とそれが可能な地域社会の構築がテーマである。今や、山地周辺の農業集落では、どこでもシカ、イノシシ、サル等の野生動物による獣害が発生する。しかし、「どうしようもない」とあきらめることはない。正しく理にかなった対策を講じれば、被害は確実に減らすことはできる。例えば、地域が防護柵をしつかり設置し、その点検や補修も継続しながら、侵入するイノシシやシカの「加害個体」を捕獲することで、兵庫県相生市の小河集落で



小河集落の防護柵点検の様子（小河集落大前氏撮影）

は三百五十万円ほどあった被害が五年後には被害金額ゼロにまで軽減した。サルを組織的に追い払い、効果的な防護柵も設置しつつ、市や県、研究機関が計画的な群れの頭数管理を進めた三重県伊賀市では、十年前は「仏壇のお供え物を盗られた」「瓦を壊された」など、家屋侵入や人身被害まで発生するほど被害が多発していたが、現在では市全域のサル被害がほぼ解消

している。全国的には、このような獣害対策の成功事例が増えている。獣害は決して解決不可能な問題ではない。

2 獣害は農業農村 問題の縮図である 「自助」と「共助」の 課題

大切なのは被害発生の原因を正しく把握し、適切な対策を実施できる体制の構築である。個々の農地を守るのは個人の役割「自助」であり、これが基本であろう。しかし個人では困難なことは多い。サルの組織的な追い払いや集落防護柵、加害個体の捕獲も個人だけでは限界がある。そのためには集落や地域の「共助」が重要となる。獣害対策はこの共助の機能が重要な対策が多い。課題は誰がそれを実践するの

か？ということである。もちろん農家を中心であろう。しかし、「実際に農業を営む人」自体が減少している。そのため、漠然と被害はあるが、それを真剣に解消したいと思う人、「獣害対策の当事者」も減っている。獣害の問題は決して野生動物だけの問題ではない。農業農村問題の縮図である。防護柵の管理を、サルの追い払いを、加害個体の捕獲を誰が担当するか？これは農道、水路、畦畔、農業に係る土地やインフラ、つまり農村を誰がどう維持管理するか？と同じ問題である。担い手に農地を集積することや集落営農は農業政策としても推奨されている。一方で、農地を委託すると意識的には農家ではなくなり、用水の管理さえも受託した担い手が引き受けざるを得なくなる。同様に、委託が進んだ集落ほど、全体で獣害対策に取り組むのは困難である。獣害で営農を諦め、耕作放棄地が増えた集落の将来はどうなるのか？課題の解決には非農家も含めた共同体としての集落という地域社会の機能が一層重要となる。獣害対策はそれを再考するきっかけになるのではないだろうか？

地域社会のための 「公助」の重要性と 課題

しかし、「自助」と「共助」だけでは難しいことも多い。公助の役割が非常に重要だ。サル群の頭数管理やシカの密度管理は地域住民だけでは困難である。地域主体の被害対策のため地域を支援することや、知見や技術を普及するための社会教育活動も必要だ。しかし、この役割は野生動物を管理する自然科

学的な能力と、人や地域社会に働きかける人文・社会科学的能力の双方を必要とし、高度な知識や経験を要する仕事でもある。被害をはじめ、現代の農業農村問題は簡単には解決できない難問が多い。解決のための支援を求める地域の声も多い。だからこそ、支援者である公的機関に相当の知識や経験を有する者、専門的な人材が必要である。しかし現在、大多数の公務員は数年で異動を繰り返す。多くの自治体はゼネラリスト育成には向いているがスペシャリストの育成は難しい組織になっている。民間にアウトソーシングすれば良いという意見もある。

プロフィール

山端 直人（やまばた なおと）

兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授
博士（農学）

平成5年農林水産省入省。三重県庁を経て平成29年から現職。

専門は農村計画学、野生動物の被害管理。

農村の被害を軽減させることを目的として、アクションリサーチの手法を用いた現地実証により、被害を軽減できるモデル地区の育成や、地域が主体的に被害対策を持続できる仕組みづくり、被害対策の多面的な効果等研究している。兵庫県、三重県、京都府を中心に多数の集落で被害を解決するための集落支援に携わっている。

集落の支援手法などは下記HPを参照

<https://sites.google.com/view/naotoyamabata>

これからの 地域社会のための 「被害につよい 地域」づくり

しかし発注者に知識がないアウトソーシングが良い結果を生むはずもない。さらに、被害が解決できたあと、地域の農業をどう守るのか、農業のビジョンはさらに重要だ。事業は終了しても集落はそこに五十年後、百年後も残る。被害対策は長期の計画の中に位置するべきものである。今後集落で作成が必要となる「地域計画」とはそのためのものである。自治体には長期的なビジョンの元で地に足のついた「地域計画」を作り、地域を支援できる人材が必要である。

冒頭に紹介した小河集落では被害対策を集落代表者である総代以下、種々の課題に集落主体で取り組む体制を構築している。集落を四班に分け、月二回の頻度で全戸が分担して防護柵の点検と補修を行う。加害個体の捕獲も、住民が協議のうえで檻の設置場所を決め、餌付けや

巡回、移設なども分担する。柵の破損場所の近くに自分の農地はなくても、「集落のために」皆が補修する。捕獲に適した場所があれば、「集落の被害軽減のため」その檻設置に地権者も協力する。被害だけでは足りない。用水や河川、林道などの農村環境保全や、祭り、ゆずの加工品などの六次産業化の活動でも特筆すべき活動が維持されている。なぜこのようなまとまりがあるのか？皆が共有できる「上位の目標」がある。集落のため池を保全する活動が江戸期から継続されており、それがこの集落の種々の活動の原点だという。そのため、時間をかけ話し合い、意見も出し合う。決まったことは皆が協力する。課題と目標を共有することを大切にしている。決して楽なことではない。時間も手間もかかる。総代という集落リーダーの負担は大きい。しかし、これらの活動には民主的に物事を決め運営する、地域活動の秘訣があるように思われる。今や被害は住民の多くが共有できる目標になりやすい課題だ。被害対策にはこれからの地域社会づくりへの可能性がある。

群馬県町村会臨時総会



任期満了に伴う正副会長及び
監事の選任を承認

群馬県町村会は、五月二十四日、東京都・全国町村会館において臨時総会を開催した。

茂原会長の開会挨拶に続き、

総会議事では、本年五月二十四日で任期満了となる正副会長並

びに監事の選任の承認が提出され、同日開催の理事会で選任された正副会長並びに監事が異議なく承認された。

会長

茂原 莊一(甘楽町長)



就任挨拶する堤副会長



就任挨拶する熊川副会長



就任挨拶する茂原会長

副会長(第二順位)

熊川 栄(嬭恋村長)

副会長(第二順位)

堤 盛吉(昭和村長)

監事

黒岩 信忠(草津町長)

監事

村山 俊明(大泉町長)

なお、任期は、令和五年五月二十五日から令和七年五月二十四日まで。

関東町村会トップセミナー開催

関東各都県から町村長68人が参加

関東町村会(関東八都県町村会)で構成。会長は本県茂原会長は、研修の効率化並びに県境を越えた町村相互の情報・意見交換及び連携強化を図ることを目的とし、町村長を対象としたトップセミナーを開催した。

トップセミナーは、コロナ禍により令和二年度から中止していたが、今年度は四年ぶりに、五月二十四日・二十五日の二日間、東京都・全国町村会館において開催され、本県並びに茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の関東八都県の町村会が参加した。

本県の町村長十九人のほか、各都県の町村長総勢六十八人



開会挨拶する茂原会長

(副町村長含む)が一同に会し、茂原会長の開会挨拶の後、各講師の提言に真剣に耳を傾けた。

「にぎやかな過疎をめざして」

明治大学 教授 小田切徳美氏



小田切講師

「気象災害の恐ろしさと防災情報の使い方」

気象予報士 岡田沙也加氏

「時局展望」

政治ジャーナリスト

田崎史郎氏



田崎講師

当選町村長紹介



南 千晴
榛東村

一九八〇年七月榛東村生まれ。四十二歳。趣味は子どもたちと公園に行くこと。座右の銘は『至誠惻怛』『熱い心と冷たい頭』。感銘を受けた本は『ちよっとだけ』(作：瀧村有子、絵：鈴木永子)



吉岡町 柴崎徳一郎

一九四七年十月二十五日吉岡町生まれ。七十五歳。趣味は野球、ソフトボール、スカイクロス。座右の銘は『一生懸命』。感銘を受けた本は『人と花と自然を愛して』。



神流町 利男
田村

一九五四年五月十六日神流町生まれ。六十九歳。趣味はスポーツ。座右の銘は『努力』。感銘を受けた本は『田中角栄100の言葉』。



栄 村 熊川 榮

一九四七年十二月十五日郷恋村生まれ。七十五歳。趣味は読書・ゴルフ・草刈り・クラシックギター。座右の銘は『Think Global Act local』。感銘を受けた本は『項羽と劉邦』。



川場村 外山京太郎

一九六四年一月七日川場村生まれ。五十九歳。趣味は登山、狩猟、鮎釣り。座右の銘は『ぶれない実行力』。感銘を受けた本は『一日一生』(酒井雄哉)。



明和町 基輔
富塚

一九五七年十二月十六日明和町生まれ。六十五歳。趣味はゴルフ、散歩。座右の銘は『なぜば成る、なぜなば成らぬ、何事も、成らぬは人の為さぬなりけり』。感銘を受けた本は『北の王国』(童門冬二)。

当選議長の紹介

甘楽郡甘楽町

白石 豊樹

多野郡上野村

松元 平吉

吾妻郡草津町

宮崎 謹一

北群馬郡吉岡町

廣嶋 隆

吾妻郡高山村

山口 英司

邑楽郡板倉町

荒井 英世

吾妻郡長野原町

黒岩 巧

吾妻郡郷恋村

佐藤 鈴江

吾妻郡東吾妻町

佐藤 聡一

五月十五日 当選

邑楽郡大泉町

渡邊 明

坂本 英夫(神流町)

利根郡片品村

五月十五日 当選

萩原 正信

利根郡川場村

五月十六日 当選

小菅 秋雄

吾妻郡中之条町

五月十六日 当選

安原 賢一

邑楽郡板倉町

五月二十二日 当選

小林 武雄

邑楽郡邑楽町

五月二十二日 当選

黒田 重利

五月二十二日 当選

石坂 武(みなかみ町)

小林 正明(千代田町)

三月三十一日 理事退任

萩原 正信(片品村)

松村 潤(邑楽町)

三月三十一日 監事退任

山本 隆雄(中之条町)

岩崎 信幸(吉岡町)

四月一日 理事就任

黒田 重利(邑楽町)

仲澤 太郎(上野村)

四月二十九日 会長退任

安原 賢一(中之条町)

千明 道太(片品村)

四月二十九日 理事退任

石内 國雄(玉村町)

角田 文雄(川場村)

四月二十九日 理事退任

黒岩 巧(長野原町)

生方 勇二(榛東村)

四月二十九日 副会長退任

佐藤 聡一(東吾妻町)

四月二十九日 理事退任

小林 武雄(板倉町)

四月三十日 理事就任

六月二日 監事就任

議長会役員の異動



会長挨拶

群馬県町村議会議長会は、五月二十九日十三時三十分から前橋市・市町村会館大会議室にお

群馬県町村議会 議長会臨時総会

～会長に石内玉村町議長を選任～



坂本副会長



黒岩副会長

いて臨時総会を開催した。

総会は、町村議会議長、議会議務局長及び各郡町村議会議長、会事務局長の計四十六人が出席した。

はじめに、会長職務代理者理事石内玉村町議会議長が開会挨拶を行った。

続いて議事では、欠員となっていた会長及び副会長二名と監事二名の補欠選任を行い、会長に石内國雄玉村町議会議長、第一順位の副会長に黒岩巧長野原町議会議長及び第二順位の副会



小林監事



佐藤監事

長に坂本英夫神流町議会議長、監事に佐藤聡一東吾妻町議会議長及び小林武雄板倉町議会議長の選任について承認された。(会長及び副会長の任期は、いずれも令和五年五月二十九日から令和五年六月一日までの残任期間及び令和五年六月二日から令和七年六月一日までの二年間。監事の任期は令和五年六月二日から令和七年六月一日までの二年間。)

最後に黒岩副会長の挨拶により総会を閉じた。

町村議会議長研修会を開催

臨時総会の閉会后、引き続き、町村議会議長研修会を開催した。

研修会は、全国町村議会議長会議事務局の平野誠参与を講師に招き、議長としての議事の進め方について講義があり、主に本会議における不測の事態への対応及び地方自治法の改正について解説を行い、出席者は熱心に耳を傾けた。



平野講師

議会事務局長・事務局職員研修会を開催

群馬県町村議会議長会は、四月十七日、前橋市・市町村会館において、議会議務局長・事務局職員研修会を開催した。

また、今年度は事務局に異動があり、職員構成が変わったことから河野事務局長が開会挨拶の後事務局職員を紹介し、各自自己紹介を行った。

【研修内容】

「議会運営等について」

(初議会に向けて)

事務局課長 亀田 環

「令和五年度

本会事業等について」

事務局係長 榊 絵里奈

令和5年度

サマージャンボ宝くじ発売情報



サマージャンボ 7 億円
1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

サマージャンボ ミニ 3 千万円
当せんのチャンス広がる!
1等前後賞合わせて3,000万円
1等2,000万円、前後賞各500万円

この宝くじの収益金は、
市町村の明るく住みよい
まちづくりに使われます。

PCやスマホで
ネット購入!
宝くじ公式サイト 
<https://www.takarakuji-official.jp/>

7月4日(火)同時発売
発売期間 / 7月4日(火)~8月4日(金) 抽せん日 / 8月18日(金)

各1枚
300円

2023年市町村振興宝くじ
一般財団法人 全国市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われ、

群馬県の市町村では

- 長期貸付事業…とっても低利でオトクです。
- 職員研修助成事業…さらなる能力向上のためぜひご活用ください。
- 災害交付金事業…災害時の市町村を応援します。
- 魅力あるコミュニティづくり助成事業…活発な自治会活動を応援します。
- 財源マニュアル、市町村税の基礎知識、やさしい公職選挙法…事務必携ですね。
などに活用されています。



収益金は、都道府県ごとの発売実績などに応じて配分されます。
ぜひ、群馬県内の宝くじ売場でお買い求めください。

お問い合わせ先 公益財団法人群馬県市町村振興協会 TEL027(290)1350
<http://www.npogunma.net/gunma-shinko/>

安い掛金で大きな補償！

全国町村職員生活協同組合は、町村等職員が組合員となっていていただく職域生協です。
町村等職員であればどなたでもご加入いただけます。退職後も、継続利用いただけます。
剰余金の割戻もあります。剰余金が生じたときは、払込共済掛金に応じて剰余金を割戻します。

火災共済事業

掛金と共済金額

火災共済掛金は、1口10万円につき60円
契約最高限度額は、600口、6,000万円が限度です

共 済 契 約 の 最 高 限 度			
区 分	加入口数	共済金額	共済掛金(年額)
建物のみの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産のみの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円



自動車共済事業

- ① 事故解決のため、全国に査定専門員を配置し、示談交渉サービスを行っています。
- ② 24時間年中無休の事故受付。フリーダイヤルによる夜間・休日の事故受付及び事故現場での対処方法など緊急時の相談業務を行っています。
- ③ 万が一事故を起しても、掛金額が上がることはありません！
- ④ 無料のロードサービスもついています。

掛金

用途及び車種区分 共済金額			共 済 掛 金 (年 額)			
			自家用普通・小型乗用 (660cc超)	自家用軽四輪自動車 (660cc以下)	自動二輪車 (125cc超)	原動機付自転車 (125cc以下)
A型	対人賠償共済	無制限	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
	対物賠償共済	1,000万円				
	自損事故傷害共済	1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済	500万円				
B型	対人賠償共済	無制限	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円
	対物賠償共済	無制限				
	自損事故傷害共済	1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済	1,000万円				

下記の共済金をお支払します。



- ◎対物賠償共済金
(他人の財物を壊したとき)
- ◎限定搭乗者傷害共済金
(同乗の家族が死傷したとき)

- ◎対人賠償共済金
(他人を死傷させたとき)
- ◎他車運転特約共済金
(他人の車を運転中に事故にあったとき)

- ◎無共済等自動車傷害共済金
(無保険車との事故で死亡・後遺障害となったとき)
- ◎自損事故傷害共済金
(単独事故で死傷したとき)

車両共済(保険)

ご自身のお車を補償します。町村生協の自動車共済に既にご加入の場合
無料のロードアシスタンスもついてきます。
(町村生協の自動車共済とは別に加入手続きが必要です)

最高44%OFF

お問合せ
資料請求は



〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館6F
全国町村職員生活協同組合群馬県支部(群馬県町村会内)
TEL 027-290-1352 / FAX 027-255-5302
Homepage <http://www.zcss.jp/>

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間：毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格：全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合

例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。実際のお支払いは事故状況や損害の状況によります。

お支払事例

※ケガの保険のため病氣は対象外です。

ケガ

- 車での移動中に単独事故を起こし、首を痛めた

お支払保険金
約18万円



- 雪かきを行っていた際に滑って打撲、背中や腰を痛めた

お支払保険金
約20万円



個人賠償責任

- 庭の整備のため草刈り機を使用中、飛び石により他人の車を傷付けてしまった

お支払保険金
約33万円



- 同居の孫が隣家の窓を壊してしまった

お支払保険金
約7万円



保険金額と掛金(保険料+事務運営費)

(※)昨年度と保険金額が異なります。(保険期間1年間 職種別A級 天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級〜第3級)、特定感染症危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)年払

加入タイプ	本人型(A型)		夫婦型(C型)	
	加入者(議員・退職議員)本人		加入者(議員・退職議員)本人	配偶者
ケガの補償の対象者	加入者(議員・退職議員)本人		加入者(議員・退職議員)本人	配偶者
補償内容	保険金額		保険金額	保険金額
死亡・後遺障害	860万円		860万円	202万円
入院	日額4,000円			
通院	日額2,500円			
手術	重大手術の場合 入院保険金日額の40倍		重大手術以外の場合 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
特定感染症危険補償	特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合や入院・通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。			
個人賠償*	最高2億円(自己負担なし)			
掛金 (保険料+事務運営費)	24,000円		38,000円	
一時払保険料	22,000円		36,000円	
事務運営費	2,000円		2,000円	

※個人が日常の生活で、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の賠償責任を負担した場合(除く自動車事故、猟銃事故等)

制度の特長

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。
- 中途加入も随時受付しております。

◎ご加入のお申込みは◎
町村議会事務局まで

全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

- 本保険制度は、損害保険ジャパン株式会社を幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。
- ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
- ◎取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830 (受付時間：平日の午前9時から午後4時まで)
- ◎幹事引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-5408 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

SJ22-18353 2023年3月28日作成

議長随想



みなかみ町議会議長 石坂 武

町村合併後の議員定数の 変遷を考察する

平成十七年十月一日、旧月夜野町・旧水上町・旧新治村が合併してみなかみ町が誕生してから、早いもので今年で十八年を経過することになります。

いわゆる平成の大合併というもので、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、全国的に市町村合併が行われました。

そこで、みなかみ町の議員定数が人口の推移と共に、今日まではどう変遷したか考察してみました。

合併以前における議員定数は、月夜野町十八人・水上町十四人・新治村十四人の合計四十六人で、合併時は在任特例を活用し、合併前そのままの四十六人でのスタートとなりました。当時の人口は約二万四千三百人でした。

平成十八年四月の選挙におい

ては定数を二十三人とし、合併後最初の議会議員選挙は旧町村毎に定数が定められ、(月夜野地区十人・水上地区六人・新治地区七人・合計二十三人)この時点での人口は約二万四千百人でした。

その後、平成十九年三月議会



一の倉沢

において、定数を二十三人から二十人とする発議が議決された後、更に平成二十二年二月の臨時議会において、議員定数を十八人にする発議がなされ、議決されました。提案理由の要旨は、リーマンショックに始まる百年に一度という不況に見舞われ、生活は大変厳しい状況に置かれ、町は観光と農業の主産業を中心に不況の影響が出ていること等を考慮し、住民の代表である議会議員においては、この困難な状況を改善すべく、住民と共に力を合わせ行動する必要があると、大変厳しい状況の中で、議会としての姿勢を示すべきであると考え、議員定数を十八人とすべきとの提案でした。当時の人口は二万二千四百人です。

数回の議員選挙を経た後、令和三年十二月議会において、定数を十八人から十四人とする発議が議決されており、その時の提案理由の要旨は、議会の根幹



初夏の水上峡

に関わる重要事項であり、議員定数検討会を組織し検討を重ね、併せて議会運営委員会においても慎重に検討を重ね提案するもので、町の行財政運営においては、人口減少や少子高齢化等に加え、現状のコロナ禍、今後大変厳しい状況が続くことが予想された。このような状況下、経費削減や事務事業の効率化等更なる行財政改革が急務であるが、議会機能の低下を招く事がないよう進める必要があった。議会機能を維持し、かつ最小限の構成で議会運営ができる

事を考慮し、議員定数を十四人とするとの提案でした。当時の人口は約一万七千三百人でした。

直近の議員選挙は令和四年十月に行われ、十四人の議員にて現在に至っています。

合併後わずか十八年の間に、定数が四十六人から十四人という驚きの結果になっていることと、人口においても約二万四千三百人から、令和四年十月議員選挙時、約一万七千三百人と約七千人の減少と大変厳しい状況になっています。

町議会議員は町民の皆さんから選挙によって選ばれ、仕事は、町民の意思を反映させながら、町民生活の諸々の問題について話し合い、どう町政を進めていくかを決めることと捉えています。定数十四人ということで、議員個々の責任は更に重くなっています。

人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化など既に触れた数々の問題解決に向け、町当局に対し連携出来る部分は連携し、対峙すべき部分は対峙していく姿勢を基本に、議員としての職責を果たす事を肝に銘じ、随想とさせていただきます。

非常勤職員公務災害の認定について

1. 認定要件

(1) 公務遂行性

勤務時間中に任命権者の指揮監督下にあること

(2) 公務起因性

災害と公務の間に相当因果関係があること。

単なる条件関係があるだけでは足りず、「あのような職務に従事していたならば、そのような災害が発生しうであろうし、そのような災害が発生すれば、このような傷病等が生ずるであろう」といった発生後における客観的な蓋然性、すなわち、傷病等の原因のうち、公務が相対的に有力な原因であると認められること。

公務災害の認定は、上記の(1)公務遂行性と(2)公務起因性で判断していくことになります。

公務上の負傷の場合には、公務遂行性の要件を満たすときには、公務起因性の要件が否定されることは少ないですが、公務上の疾病の場合には、公務過重性などに起因して発病したかどうかなど公務起因性の要件が慎重に判断されることになります。

2. 認定基準

(1) 公務上の負傷

- ア 自己の職務遂行中の負傷
- イ 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷
- ウ 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

- エ 出張期間中の負傷
- オ 出勤又は退勤途上の負傷
- カ レクリエーション参加中の負傷
- キ 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷
- ク その他

(2) 公務上の疾病

- ア 公務上の負傷に起因する疾病
- イ 認定基準で掲げられた職業病
- ウ その他公務に起因することが明らかな疾病

(3) 傷害又は死亡

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかに認められる場合

3. 通勤災害

通勤のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路・方法により往復することによって起因する災害をいいます。

- ア 住居(自宅等)と勤務場所を始点・終点としていること。
- イ 合理的な経路・方法による移動であること。
- ウ 合理的な経路からそれたり(逸脱)、合理的な経路上であっても、通勤目的外の行為(中断)をしていること

(注) 逸脱・中断について

移動の途中に逸脱・中断があった場合には、それ以降は通勤とは認められません

しかし、日用品購入や診療等のための逸脱・中断については、その後に合理的な経路に戻ってからは通勤と認められます。

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日 程	会 場
第1回町村職員採用統一試験	7月9日(日)	実施町村の指定会場
人事評価実務研修会	7月18日(火)	市町村会館 大研修室
監査委員研修会	7月20日(木)	市町村会館 大研修室
関東町村会トップマネジメントセミナー	7月25日(火)～26日(水)	東京都 全国町村会館
総合事務組合議会 第2回定例会	8月8日(火)	市町村会館 特別会議室
理事会	8月8日(火)	市町村会館 特別会議室
人物試験評価者研修会	8月18日(火)	市町村会館 501研修室
第2回町村職員採用統一試験	9月17日(日)	実施町村の指定会場
知事と町村長との意見交換会	9月中旬	市町村会館 大会議室
町村税務担当課長研修会	10月下旬	市町村会館 501研修室
理事会	11月7日(火)	みなかみ町 松乃井
町村長研修会	11月7日(火)	みなかみ町 松乃井
県関係国会議員との意見交換会	11月14日(火)	東京都 グランドアーク半蔵門
町村長研修会	11月15日(水)	東京都 グランドアーク半蔵門
全国町村長大会	11月15日(水)	東京都 NHKホール
町村総務、財政及び企画担当課長研修会	11月下旬	市町村会館 大研修室
理事会	令和6年1月12日(金)	市町村会館 特別会議室
総合事務組合議会 第1回定例会	2月2日(金)	市町村会館 特別会議室
定期総会	2月中旬	市町村会館 大会議室
会計管理者研修会	2月26日(月)	市町村会館 501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日 程	会 場
決算監査	7月14日(金)	市町村会館 議長会役員室
理事会	7月21日(金)	市町村会館 特別会議室
全国町村議会事務局職員研修会	7月31日(月)	東京都 ニッショーホール
全国町村議会広報クリニック	8月24日(木)	東京都 全国町村議員会館
全国町村議会広報研修会	9月27日(火)	東京都 日経ホール
町村監査委員表彰式・全国研修会	10月24日(火)～25日(水)	東京都 LINE CUBE SHIBUYA(渋谷公会堂)
理事会	10月25日(水)	市町村会館 特別会議室
町村議会議員研修会	11月2日(木)	吉岡町文化センター
町村議会広報研修会	11月21日(火)	市町村会館 大研修室
町村議会広報クリニック	11月22日(水)	市町村会館 大研修室
県関係国会議員との意見交換会・町村議会議長研修会	11月28日(火)～29日(水)	東京都 グランドアーク半蔵門
町村議会議長全国大会	11月29日(水)	東京都 NHKホール
正副会長会議	令和6年1月11日(木)	市町村会館 議長会役員室
理事会	1月19日(金)	市町村会館 特別会議室
定期総会	2月20日(火)	市町村会館 大会議室